

三 労働組合規約には左の事項を記載する事を要す

(一) 名称

(二) 目的

(三) 主たる事務所

(四) 組合員の資格に関する規定

(五) 組合員の加入脱退に関する規定

(六) 組合の大会其他の會議に関する規定

(七) 組合の執行機關並に其他役員の選挙資格及任免に関する規定

(八) 加入金及組合費並に会計に関する規定

(九) 組合規約の變更に関する規定

(十) 組合の聯合及合併に関する規定

四 労働組合並に其の事業に對しては諸税を賦課せず

五 労働組合は労働爭議に附き、役員其他組合員が他人に加へたる損害を賠償する責に

任せず

六 雇主又は其の代理人は労働組合長たる故を以て被備者を解雇する事を得ず 雇主又

は其の代理人は被備者を労働組合に加入せざる事又組合より脱退する事を
雇主とすを得ず
七 労働組合が雇主又は其の團體と労働協約を締結し得る場合に於いては
及する組合員と雇主との單獨契約條項は之を無効とし
八 労働組合の役員又は

九 地方長官は労働組合の規約又は決議法令に違反するものありと認めたる時は警告を

發せしむる場合にはその取消處置を裁判所に申請することとを要す

十 三六に違反したる雇主又は代理人は六月以上三年以下の懲役に處す

7 失業対策に関する件

主 文

本 部

資本主義の特長と云ふべき、失業者の増大は、今や理想論や机上の計劃では断じて
救はれるものではない、本大會は、理論は理論として速かに僅少な失業救済でも之を
取り上げて、失業救済の實際化のために努力すべしとある。